

京都市上下水道局告示第14号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第1号の規定に基づき代表者の変更届出があったので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成19年8月20日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 誠一郎

1 届出業者名等

京都市北区紫野雲林院町24番地

いづきガス住宅設備株式会社

代表取締役 居附 正樹

2 変更事項（代表者の変更）

居附邦一から居附正樹に変更

（上下水道局下水道部管理課）